

新潟県における身元保証 人等に関する実態把握 調査結果報告書

平成30年9月
新潟県立大学 人間生活学部
子ども学科 小澤薫

調査の概要

【研究の目的】本調査の目的は、新潟県内における身元保証人等がないことで病院、施設等がどのようなことに困っているのか、統計的に把握することである。また、把握した資料をもとに、対応に向けた政策提言につなげていきたい。

【調査主体】新潟県立大学子ども学科小澤研究室（新潟県立大学地域連携センター貢献事業として）

【調査対象】新潟県内にあるすべての病院、特別養護老人ホーム、老健施設、ケアハウス、有料老人ホーム（新潟県HP参照）

【調査方法】郵送調査（新潟県のすべての病院、特別養護老人ホーム、老健施設、ケアハウス、有料老人ホームの代表者宛に郵送、同封返信封筒で研究室宛に返送）

【調査時期】2018年3月から4月

1

調査の概要

【参考資料】公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（2014）『病院・施設等における身元保証等に関する実態調査報告書』、第二弁護士会高齢者・障がい者総合支援センター「ゆとり～な」（2018）『身元保証人に関する実態調査のためのアンケート集計結果報告書』

【調査企画・分析】須貝秀昭（新潟市地域包括支援センターふなえ）、寺口祐司（社会福祉士）、小澤薫

【調査協力】足立康彦（新潟市地域包括支援センター木戸大形）、小栗宗春（在宅介護支援センターあしぬま荘）、川井紀子（新潟市社会福祉協議会）、原田宏一（藤田善六法律事務所）、村越英紀（ケアプランかえつ）、身寄りなし問題研究会

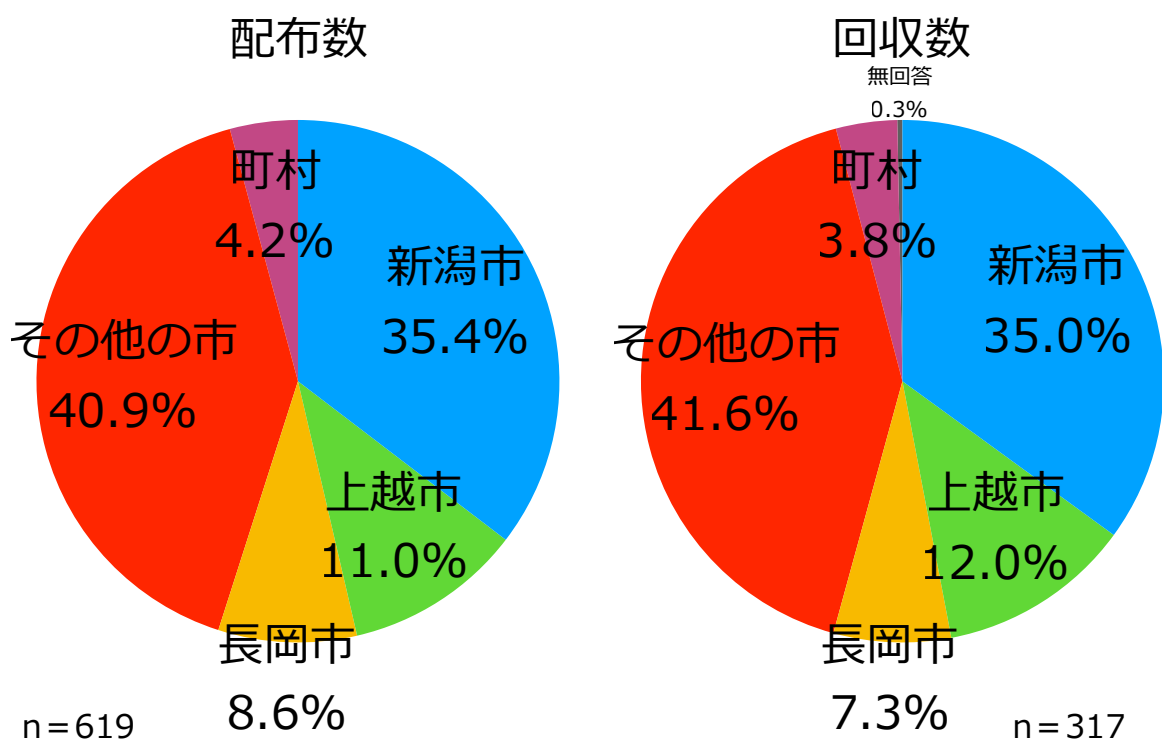
2

【配布・回収状況】

種別	病院	特別養護老人ホーム	老健施設	ケアハウス	有料老人ホーム	無回答	合計
配布数	120	191	105	59	141		619
回収数	64	102	47	36	65	3	317
有効回答率	53.3%	53.4%	44.8%	61.0%	46.1%		51.2%

3

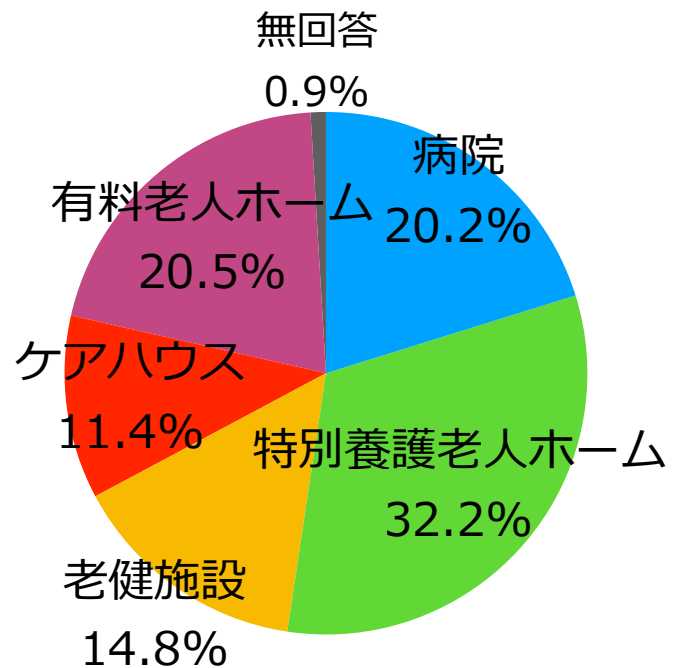
病院、施設等の所在地



4

種別

種別については、病院64 (20.2%)、特別養護老人ホーム102 (32.2%)、老健施設47 (14.8%)、ケアハウス36 (11.4%)、有料老人ホーム65 (20.5%)であった。

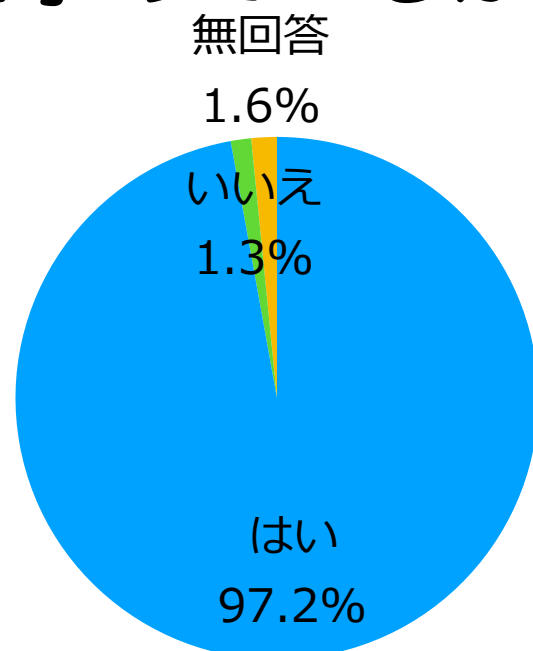


n = 317

5

入院、入所の契約書等で「身元保証人等」を求めているか

入院入所の契約書等で「身元保証人等」を求めている (はい) のは308 (97.2%)、求めていない (いいえ) は4 (1.3%) であった

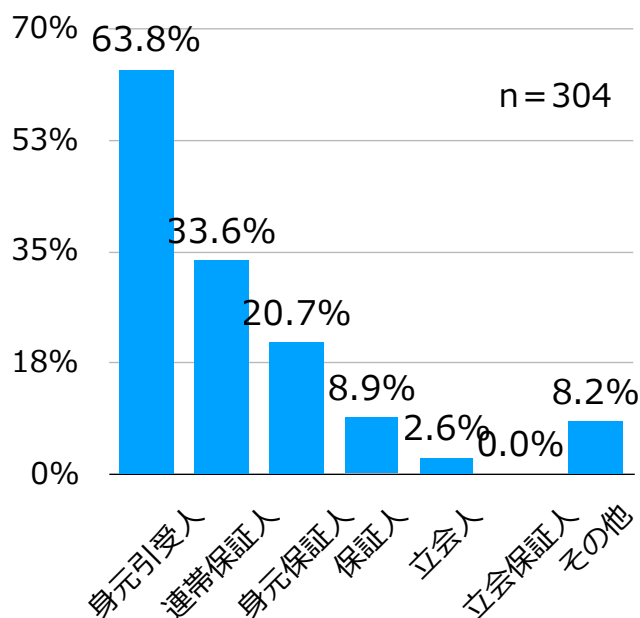


n = 317

6

契約書（申込書・同意書）・利用約款等で使用されている「身元保証人」等の名称（MA）

契約書等で使用されている名称は、身元引受人194（63.8%）、連帯保証人102（33.6%）、身元保証人63（20.7%）、保証人27（8.9%）、立会人8（2.6%）、その他25（8.2%）であった。具体的な記述として「代理人」12、「扶養者」4であった。



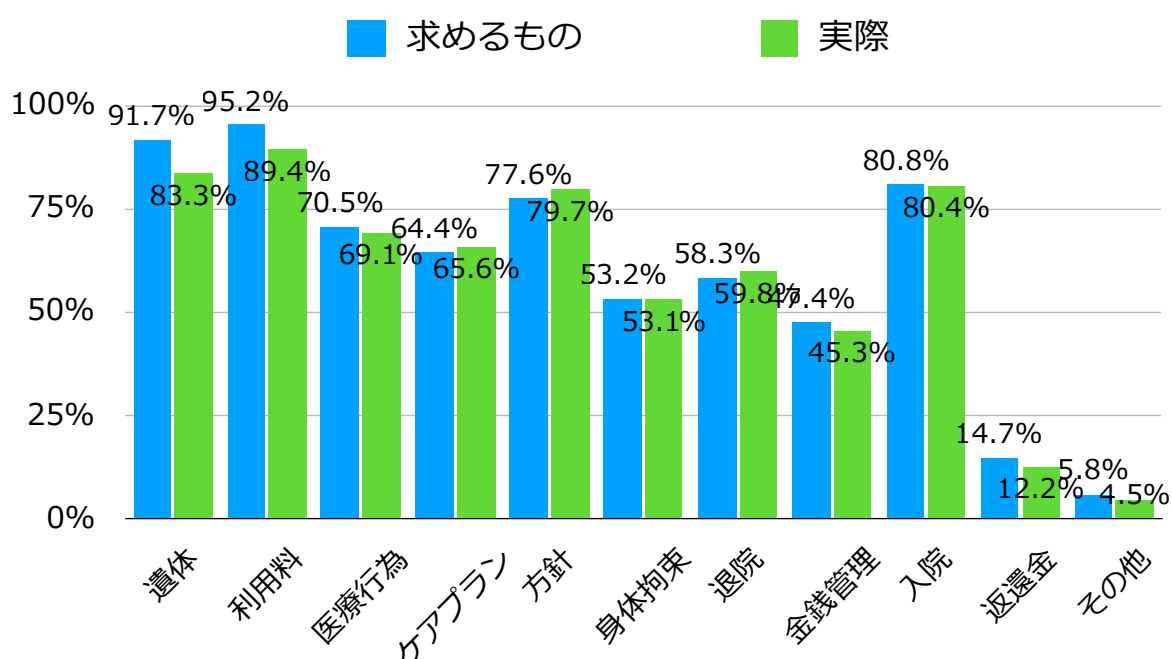
7

「身元保証人等」に求めるもの、実際に連絡したことについて

1. 亡くなった際のご遺体の引き取りや居室の明け渡しのため
2. 利用料などお金の支払いを保証、担保してもらうため
3. 医療行為（手術、予防接種など）の同意のため
4. サービス利用計画書（ケアプラン）に同意してもらうため
5. ご本人に対するサービス提供等の方針や方法などの選択、決定について、相談をしたり、ご本人に代わって決定してもらうため
6. 身体拘束への同意のため
7. 退院、退所する場合の環境整備のため
8. 年金管理など、ご本人の日常的な金銭管理のため
9. 急変等により病院に入院する場合の入院（退院）手続きのため
10. 一時入居金の返還金受領のため
11. その他

8

身元保証人等に求めるもの、実際に連絡したこと (MA)



n = 312

9

- 「身元保証人等」に求めるものとして、第1位は「利用料など」297、第2位は「ご遺体など」286、第3位は「入院手続き」252、第4位は「援助方針など」242の順であった。
- 実際に「身元保証人等」に連絡した場合は、「身元保証人等」に求めているものと同様、「利用料など」「ご遺体など」「入院手続き」「援助方針」の順であった。
- 全体的に求めていることの方が、実際に連絡したことよりも多い。

身元保証人等をつけることができない人への対応について

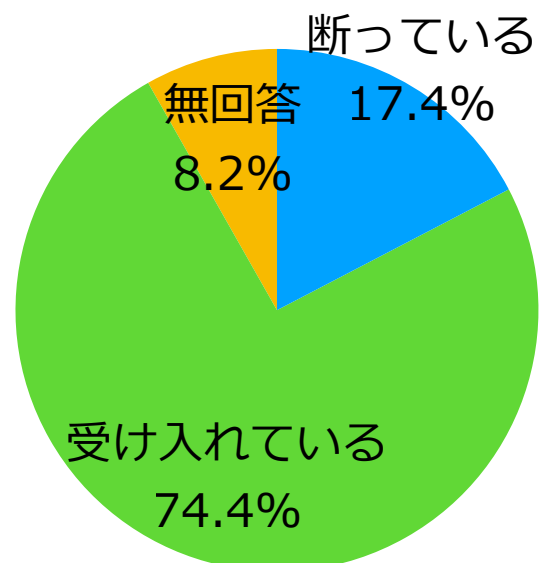
1. 身元保証人等がない場合は、入院、入所（入居）をお断りしている
2. 身元保証会社、身元保証団体を紹介し、契約してもらえば、入院、入所（入居）を認めている
3. 家賃債務を保証してくれる会社を紹介し、契約してもらえば、入院、入所（入居）を認めている
4. 身元保証人等がいなくても、成年後見人、任意後見人等がいれば、入院、入所（入居）を認めている
5. 身元保証人等がいなくても、損害保険（顧客の利用料滞納時に保険で補填、任意後見人の紹介等）に加入しているため、入院、入所（入居）を認めている
6. 上記に該当しなくても、入院、入所（入居）を認めている

11

身元保証人等がいない場合は、入院、入所（入居）をお断りしている

身元保証人等がいない場合は、入院、入所等をお断りしていると回答しているのは55（17.4%）であった。

※「受けて入れている」は、設問の2～6のいずれかを選択した割合（236）

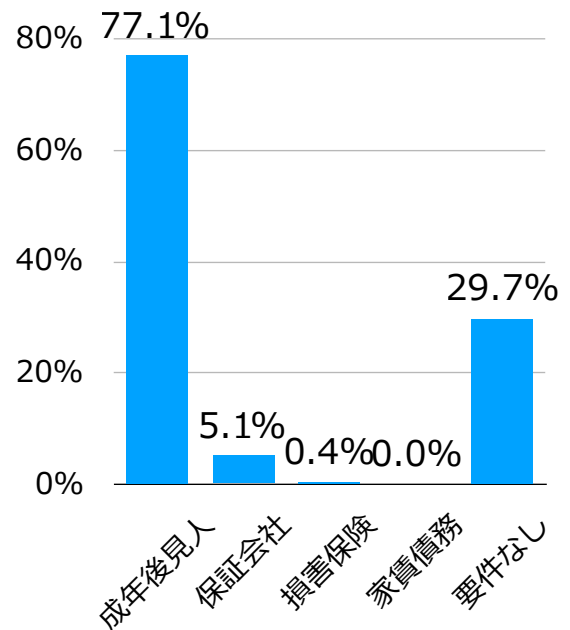


n = 317

身元保証人等がない場合の 受け入れの要件（MA）

身元保証人等がない場合の受け入れの要件としては、「成年後見人等がいれば」182

（77.1%）、「身元保証会社等と契約があれば」12（5.1%）、「損害保険に加入していれば」1（0.4%）であった。なお、これらに該当しなくて認めているのは70（29.7%）であった。保証会社との契約だけで受けしていると回答したのは3件のみであった。

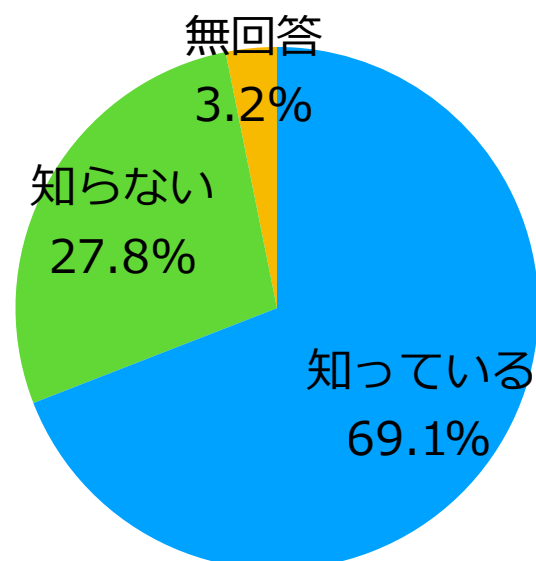


n = 236

13

介護保険施設等、一定の施設について、身元保証人がいないことを理由に入院、入所、入居を断ることが、法律（医師法、老人福祉法）や厚生労働省令等で禁止される場合があることをご存じですか。

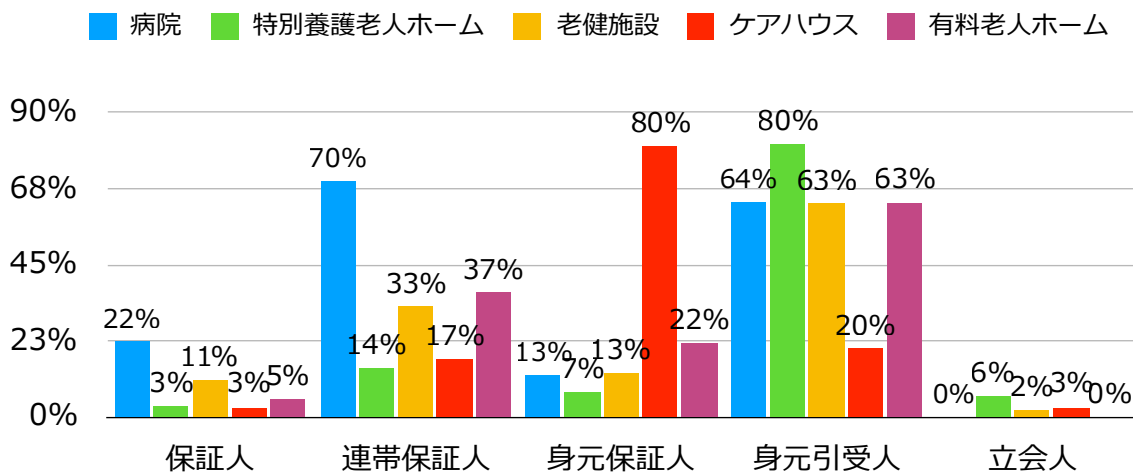
身元保証人がいないことを理由に、入院、入所、入居を断ることが法律等で禁止される場があることを「知っている」69.1%、「知らない」27.8%であった。約3割は、法律や厚生労働省令等で禁止されていることを知らなかった。



n = 317

14

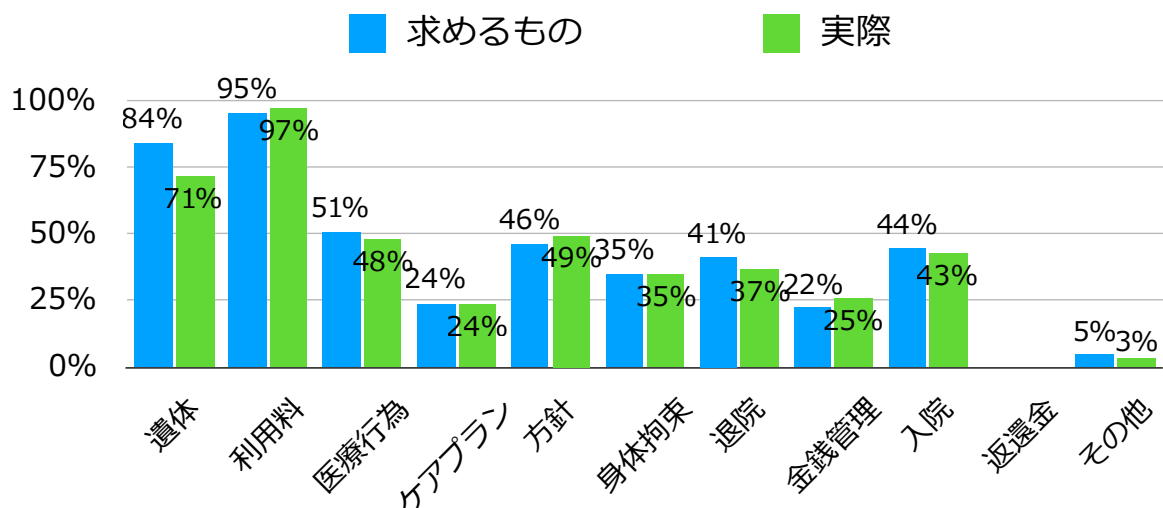
種別と「身元保証人」等の名称 (MA)



使用している名称は種別によって異なり、病院は「連帯保証人」「身元引受人」、特別養護老人ホーム、老健施設、有料老人ホームは「身元引受人」、ケアハウスは「身元保証人」の比率が高かった。

15

「身元保証人等」に求めたもの、連絡したこと (病院)

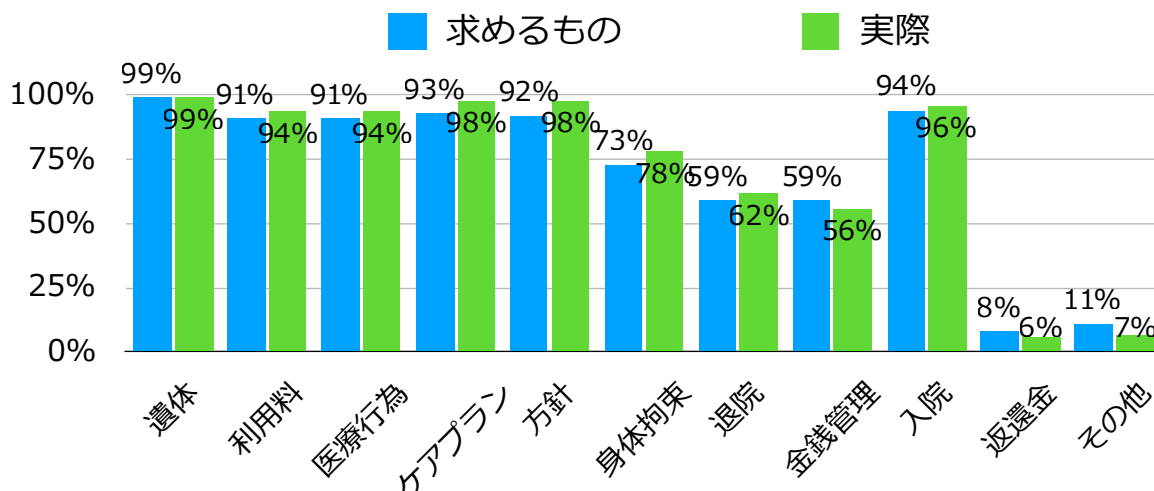


※無回答は欠損値として処理

病院では、利用料、遺体が高い。その他の項目については求めていることも、連絡したことについても半数以下

n=63

「身元保証人等」に求めたもの、連絡したこと（特別養護老人ホーム）

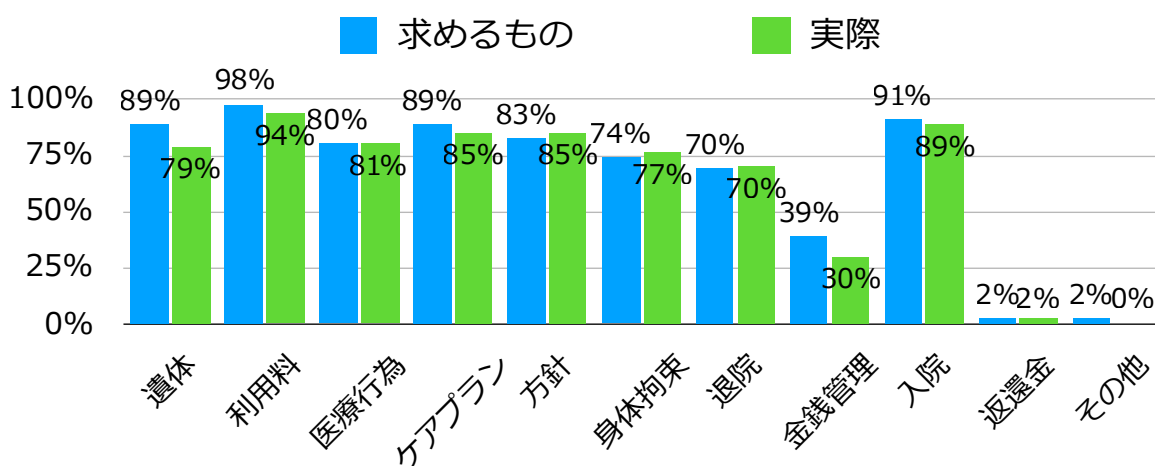


特別養護老人ホームでは、遺体の引き取り、利用料、医療同意、ケアプラン、方針、入院については、9割が求めており、実際の連絡も9割を超えている。

n = 100

17

「身元保証人等」に求めたもの、連絡したこと（老健施設）



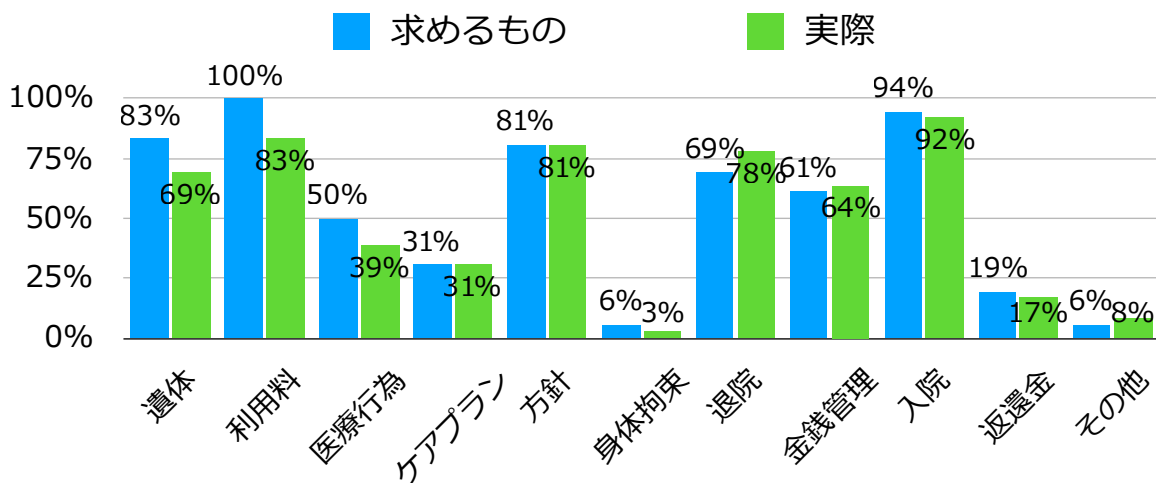
※無回答は欠損値として処理

老健施設では、利用料、入院が高い。遺体、ケアプラン、方針、身体拘束、退院についても7割以上で求めている

n = 47

18

「身元保証人等」に求めたもの、連絡したこと（ケアハウス）



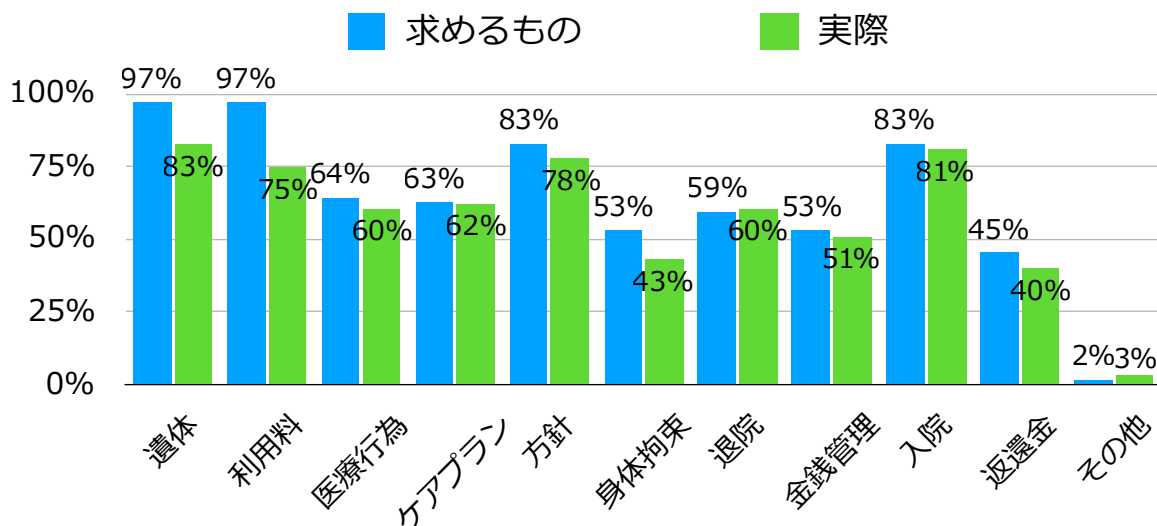
※無回答は欠損値として処理

すべてのケアハウスで、利用料について身元保証人に求めている。実際に連絡したのは8割。ついで入院、遺体、方針、退院、金銭管理。他の種別に比べて「金銭管理」を求めている比率が高い。

n = 36

19

「身元保証人等」に求めたもの、連絡したこと（有料老人ホーム）



※無回答は欠損値として処理

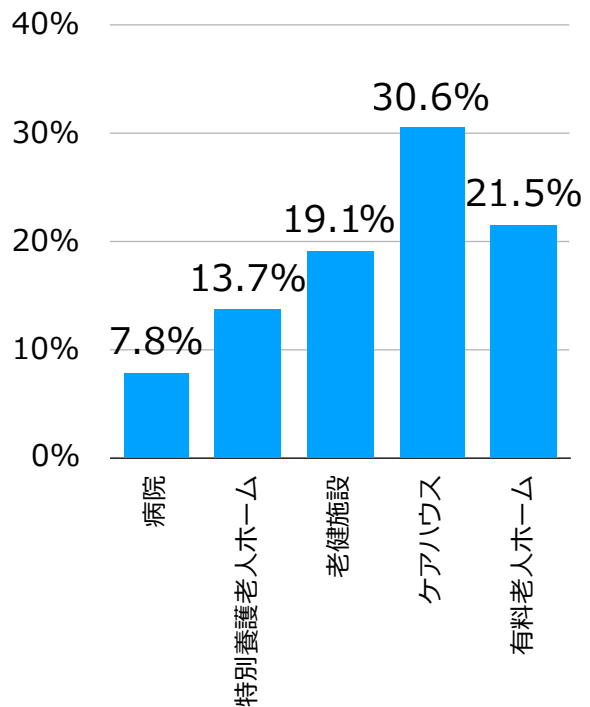
ほとんどの有料老人ホームでは、遺体、利用料について身元保証人等に求めているが、その1割から2割は実際の連絡には至っていない。

n = 64

20

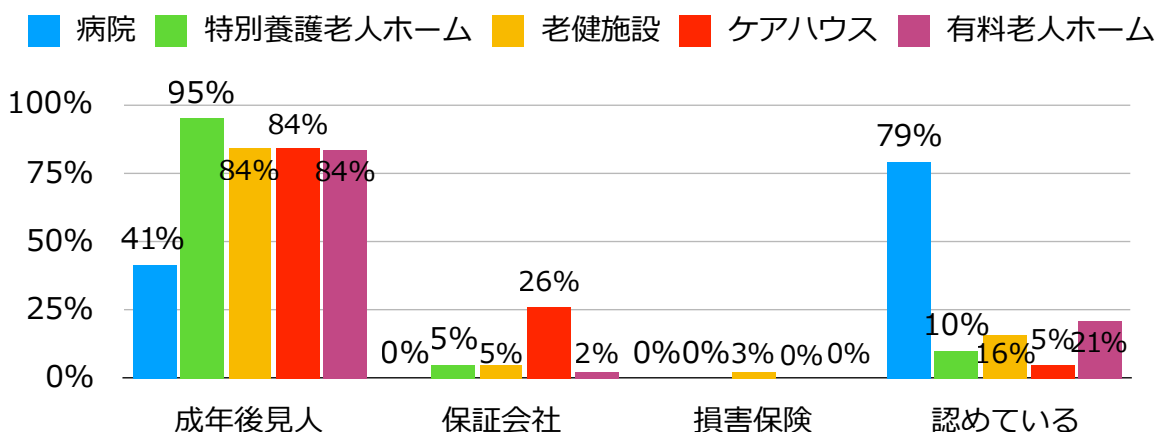
種別と「身元保証人等がない場合は、入院、入所（入居）をお断りしている」

「身元保証人等がない場合は、入院、入所（入居）をお断りしている」の比率が高いのは、ケアハウス11（30.6%）、有料老人ホーム14（21.5%）、老健施設9（19.1%）、特別養護老人ホーム14（13.7%）、病院5（7.8%）であった。



21

種別と身元保証人等がない場合の受け入れの要件（MA）

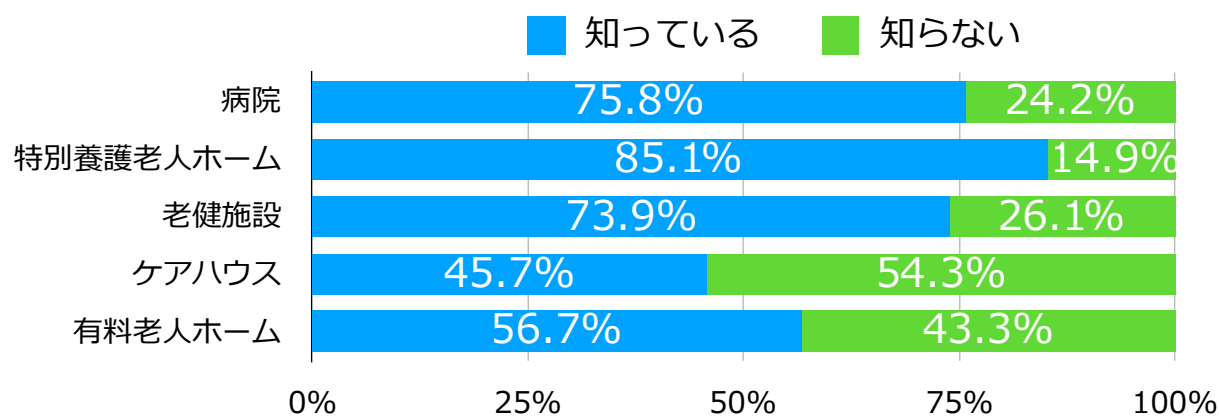


病院は、要件なしで認めているところが8割。受け入れの要件としては、特別養護老人ホーム、老健施設、ケアハウス、有料老人ホームでは「成年後見人等がいれば」がほとんどであった。

22

種別と「身元保証人等が不在を理由に入居を拒否することは法律等で禁止されていることについて」

「知っている」は特別養護老人ホームが一番高く85.1%、ついで病院75.8%、老健施設73.9%であった。ケアハウスでは「知っている」が45.7%で、「知らない」方が多かった。



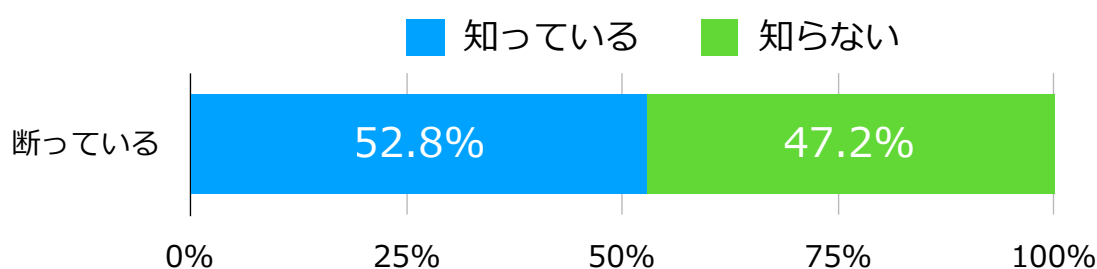
※無回答は欠損値として処理

n = 304

23

「身元保証人等がない場合入居を断っている」と「身元保証人等が不在を理由に入居を拒否することは法律等で禁止されていることについて」

身元保証人等が不在を理由に入居を拒否することは法律等で禁止されていることについて、知っていて入居を「断っている」のが52.8%、知らないで入居を「断っている」のが47.2%であった。

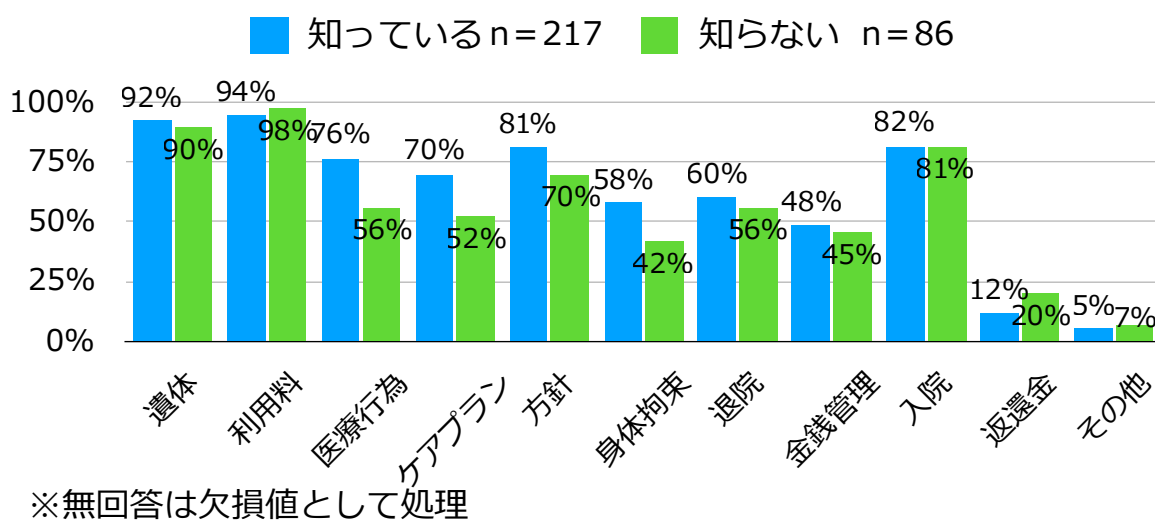


※無回答は欠損値として処理

n = 53

24

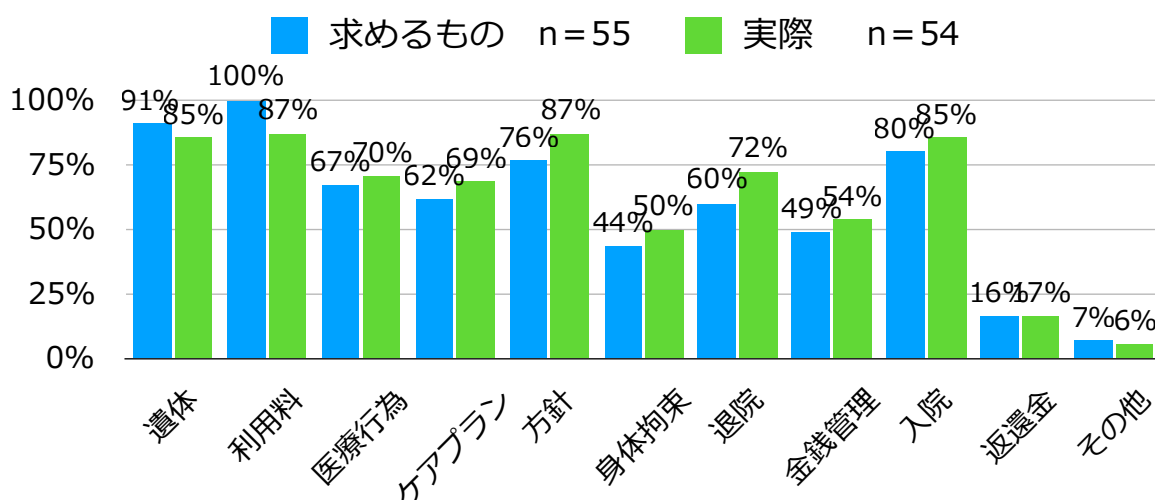
「身元保証人等が不在を理由に入居を拒否することは法律等で禁止されていることについて」と「身元保証人等」に求めているもの



法律等で禁止されていることを「知っている」方が、身元保証人等に求めている比率が高い項目が多い。

25

「身元保証人等がない場合入居を断っている」と身元保証人に求めるもの、実際に連絡したこと



「入居を断っている」では、身元保証人に求めるものとして利用料、遺体が9割を超えているが、実際に連絡したのは8割と若干連絡が下回る。それ以外については、求めるよりも実際に連絡した方が高い。

26

身元保証等についての不安、 課題（記述） ※原文より抜粋

27

緊急時の対応、連絡先

- 独居が多くなってきており、誓約書に本人以外の記載がない場合でも受け入れています。金銭コントロールができなくなってくると支払い等、他の連絡先を見つけていくことが困難となってきました。（病院）
- 親しい親族等がない方も多くなっており、利用者の方も保証人等の依頼は大変であると思う。施設側としても家族以外の方では支払い、連絡方法等に不安なことが多い。（老健施設）
- 緊急時に即応してくれず、入院時の受け付けも施設まかせ（入院時の書類等は施設では対応できないししてもらえない）。（有料老人ホーム）
- 身元保証人がいても、遠方だったり等で緊急時すぐに動いてもらえない場合がある。そういった可能性のある方は身元保証人の他に緊急時に対応してくれる方を決めてもらっている。（ケアハウス）
- 入院時etc病状説明を家族でないと受けられない。身元保証人が遠方で、即対応できず、困ることがある。（ケアハウス）

28

後見人等の役割

- 当院は意思疎通がとれる方が入院するような病院ではありません。そのため本人が入院費の支払いや治療方針についてのサインなどは不可能です。身寄りのない方に関しては成年後見人がおいでになれば受け入れ可能ですが、後見人によっては書類にサインができないと言われる方もおり、治療がすすめられないため、その場合は受け入れ困難となります。法律上サインできないという矛盾が入院の際大きな弊害となっています。（病院）
- 医療行為と金銭管理が主となります。医療行為に関する決定、死亡後、後見人では対象外という部分が一番困っています。（有料老人ホーム）
- 身元保証人がいない場合、成年後見人を立てている。しかし、入院・手術を本人の意思確認ができない場合などのケースでは誰の承諾、サインが必要なのか不明である。（有料老人ホーム）

29

誰がすべき手続きか

- 入院等の対応・手続き、自宅の管理、亡くなった際の対応・手続きを誰がやるのか。（特別養護老人ホーム）
- 急変などにより病院受診するときに必ず家族の付き添いを求められる。死亡後、ご遺体の引き渡しスムーズに行えるかが不安。（特別養護老人ホーム）
- 亡くなった時の対応（引き受け先の確定）、日用品の補充など、病状IC（インフォームド・コンセント）をだれにすればいいか？後見人の善意に頼っているのが現状です。本来の仕事の範疇をこえて働いて下さっています。（病院）
- 相手がどれくらい生きて生活するのか不確定なため、資産からの見積りが難しい、本来ならば、身元保証など不要で面倒を見れるように整備されていけばと思っています（有料老人ホーム）。

30

誰が判断するか

- 独居の方や身寄りがいない方、後見人みの場合、生命に関わる判断を誰に委ねるべきか迷う。（老健施設）
- ご本人の判断能力がない時、支援の方向や医療的な判断をする時に迷いが生じる。（特別養護老人ホーム）
- 医療行為の判断を施設側に委ねてくる。（特別養護老人ホーム）
- 高齢の方々が生活されており、病気による体調急変時や、その方の財産のことなど、日常生活上、様々な場面で“判断”をお願いしなければならない場面があります。私たちと一緒にその方の生活を支えて下さる方の存在は非常に大きいものがあります。（特別養護老人ホーム）
- 身元保証人が不在という状況において、入居者本人が自身に関わる様々なことを理解、対処できるうちは良いのですが、それが難しくなってきた際に、サービスの選択や利用料支払い、入居者に関わる様々な事を誰が判断し対応するのか、施設側からすると不安しかありません。（ケアハウス）

31

医療同意

- 身元保証人がいない方でも、成年後見人等にて対応していますが、入所決定や受け入れまでにやはり時間を要することが多いです。医療同意に関しては、後見人にも判断を求められないので、引き続き課題になっています。（老健施設）
- 成年後見人、保証人、補助人が介入できる医療行為の同意について、法律上のルールと実際は異なるようなので判断が難しい。（老健施設）
- 身元保証人が家族・親族の場合は良いが、成年後見人等の場合の医療同意などの意思決定において不安がある。（有料老人ホーム）
- 医療行為や様々な場面において同意が必要なことが多く施設と住宅をくり返し利用する老健施設では身元保証人がないとスムーズな在宅支援につながらない。（老健施設）

32

後見人等の手続きの簡素化

- 甥や姪等いても関係性が悪かったり、ご本人の生活や利用料の保障まで対応する気がないケースが多く、病状の悪化による入院や亡くなられた時の対応や書類等やってあげたくてもできないので、後見人等の認証スピードを早くしてもらえるか、任意後見人までいかななくても、上記の時の書類に対応できる制度があるとよい。（有料老人ホーム）
- 成年後見人をつけるにあたって時間もかかること。（特別養護老人ホーム）
- 成年後見制度がより認知されることと、申立のしやすさ。（特別養護老人ホーム）
- 成年後見制度の申し立てから選任までの期間が長期に及ぶため、退院先が見つからず、入院期間が長期になる。親戚や保証人のいない方が入院した場合、入院中の日々のこづかいや衣類の物品の購入等、すぐに対応がされず困ることが多い。（病院）
- 入居者の介護度が平均4.5と高いので、権利擁護のためにも成年後見制度への理解を深めたい。（老健施設）

33

身元保証人等がいても対応できない

- 身元保証人や連帯保証人がいても、入院費を未払いケースがある。（病院）
- 身寄りのない人が増えている。また、親族が居ても非協力的な場合、孤立している場合が多い。その様な方が入居すると、施設側の負担が大きくなってしまう。（ケアハウス）
- 身元保証人はいるが県外・国外であるケースが多い。2人保証人をつけなければいけないが1人しかつけられない。急変時に対応できる保証人がいない。（ケアハウス）
- 身元保証人等が入所者よりも先に亡くなるケースが数件あります。これまでは運良く孫等が引き継いでくれたり、親族が成年後見人を申請してくれていましたが、今後はどうなるかわかりません。（特別養護老人ホーム）
- 身元引受人が遠方で緊急時の受診・入院の場合、病院で職員から引受人への引き継ぎがスムーズにできないこと。（特別養護老人ホーム）

34

医療費、利用料の滞納

- 医療費の回収ができない状況になった時の対処が課題です。（病院）
- 身元保証人や連帯保証人がいても、入院費を未払いケースがある。（病院）
- 医療費負担も増す中で、金銭的な保証はできないと言ってくるケースもでてきている。民間医療機関の経営が危ぶまれる中で、医療費請求できなくなることもあり、保証人となる方が支払い義務を負うことも現実的ではないようである。（病院）
- 施設入所で身元保証人が親族でない場合、入所者が金銭トラブルに巻き込まれることもある。親族や知人でも身元保証人がいないことで、支援者をたてられず生活が成り立たない。入所ができないことがほとんどである。そういう人は基本収入も少なく、保証人を契約・成年後見の利用等にはつなげず、生活の場を確保することができない。（ケアハウス）

35

行政のかかわり

- 本質的には生活困窮者対策になる。福祉の相談援助当局が機能しなければ解決しないと思う。（病院）
- 福祉事務所・行政・包括のかかわり方（特別養護老人ホーム）
- 都合の悪いことは民間へ移行したうえで、理屈は分かるが現実的ではないものを強要できる体制のあり方。我々はボランティアではない。何のための個別契約か。整合性がとれず、理解に苦しむ。制度全体の歪みが出過ぎている。（現制度では）福祉従事者であることそのものに不安を感じている。（老健施設）
- 特に、医療機関に於いて、治療行為（救命行為）に関する判断について、施設側に求められても、YES、NOは答えられません。後見人についても同じだと思います。任意後見や成年後見制度が整備されたとは言え、限界があります。この点では、行政の長が判断する等の保障があれば、全く身寄りのない方でも、後見人が付ければ施設側の受入れのハードルは下がると思います。（ケアハウス）

36

ガイドライン、マニュアルの制定

- 当法人は、経営方針で契約時に身元保証人を2名必ず立てるよう、お願いしております。しかし、今後、身元保証のない「身寄りのない老人」が増えることが予想されますが、それを受け入れるためのガイドラインもなく、近い将来、入居時にトラブルが発生しかねません。（特別養護老人ホーム）
- 独居高齢者人口の増加により、現在の身元保証を前提とした制度の維持は困難と考えられる。より、一般化させたガイドライン等制定が必要。（病院）
- 今後様々な問題、課題が出てくると思うので、マニュアルや相談できる所を作っただけだとありがたい。（有料老人ホーム）
- 1～9（問3）の場合に、相談する人がいない場合、非常にストレスを感じる。いなくとも施設の負担にならず、結論が出せるツール・システムが是非あってほしいと思う。（老健施設）

37

まとめ

- 5割を超える回収率（第二弁護士会調査[2018]21%、成年後見センター・リーガルサポート[2014]39.6%）
- 入院入居の際、ほとんどの病院・施設で「身元保証人等」を求めている
- 「身元引受人」という名称を使っているのが6割
- 身元保証人等が不在の場合、入院・入居等を断っているのは約2割
- 保証人がいなくても受け入れている病院（断っているのは8%程度）と、施設が保証人に求めるとものとして高い比率を占めるのが「急変等により病院に入院する場合の入院（退院）手続きのため」との回答のギャップ

38

まとめ

- 「身元保証人等」がいなくても受け入れる要件として、「成年後見人等がいれば」が約8割。成年後見人等がいなくても3割は受け入れると回答している
- 介護保険等、一定の施設について、身元保証人等がないことを理由に、入院、入所、入居を断ることが法律（医師法、老人福祉法）や厚生労働省令等で禁止される場合があることを「知らない」と回答したのは約3割
- 身元保証人等が不在を理由に入居を拒否することは法律等で禁止されていることについて「知らない」という回答は、「ケアハウス」で5割を超えていた
- 身元保証人等が不在のため入居を断っているという回答のうち、法律等で禁止されていることを「知っている」と回答しているのが半数を超えていた。

39

提言

- ▶ 身元保証人等がいないと入院、入所できない実態をなくしていくこと
- 身元保証人がいなくてもスムーズに入院入所ができるシステム（ガイドライン等）作りが必要
- 受け入れ機関が金銭的リスクや死後事務対応（行政含む）で困らないしくみ作り
- 作成されたガイドライン等を現場で運用、定着させる普及啓発活動
- 「身寄りなし110番」のような相談窓口の創設

40

「身元保証人等に関する実態把握調査」結果報告書

平成29年度 新潟県立大学地域連携センター地域貢献推進
事業 報告書

【発行者】新潟県立大学人間生活学部子ども学科

小澤薫

〒950-8680 新潟市東区海老ヶ瀬471 新潟県立大学

025-270-1300 (代表)

平成30年9月